

グ ヌ ン ブ ン ス
Gunung Bungsu村 調査報告書

2004年8月25日

報告者 弁護士 沙々木 睦

東京地方裁判所 御中

第1 調査の概要

2004年8月4日午前11時から午後4時にかけて、原告代理人沙々木睦において Gunung Bungsu (グヌンブンス) 村に赴き、まず住民同行による現地視察を行って村の状況を把握した後、住民から移転経過等に関する聴き取りを行う形で行った。なお、聴き取りにあたっては坂井美穂氏が通訳を務めた。

第2 調査結果

以下、現地視察の結果とその後の聴き取り結果に分けて、調査結果を示す。

1 現地視察（家屋、生活用水、MCK）

- (1) まず住民の家屋及び生活用水、MCK の状況を把握するため、RISMAWATI (原告番号 I235) 宅を視察した(写真1)。RISMAWATI さんはここに夫と子供1人の3人で暮らしている。



(写真1)

家屋の構造は、木の板をつなぎ合わせた駆体部分にトタンの波板で屋根が置かれた極めて簡素な造りであった。

家屋内に入ると、床は土のままの状態、屋根には至る所に雨漏りのあとが残っていた（写真2）。また壁の木にも雨水がしみこんだあとがあった（写真3）。RISMAWATI さんによると、雨漏りは2年前からはじまったが、他の家屋の中には移転直後から雨漏りをしている家もあるとのことであった。

（写真2）



（写真3）



住居には電気は引かれておらず、照明には灯油を燃料とするランプを使用している（写真4）。



（写真4）

トイレ設備は家屋内外にも見当たらず、RISMAWATI さんによれば、排泄物はナイロン袋などに入れて屋外に投棄するとのことであった。

飲み水は雨水に依存しており、家屋の屋根の下に大きなバケツが置かれ（写真5）、屋根から落ちてくる雨水を貯めたものが利用されている。お金がないので水を購入

することもできず、水がなくなったら他の人に助けてもらわなければならないということであった。



(写真5)

また、家屋から10メートルほど離れた場所に政府から支給されたという井戸があった(写真6)。井戸の深さは4メートルとのことで、視察時は雨水が底から50センチほど溜まっている状態だった。RISMAWATIさんによると、この井戸は地下水脈には達しておらず、地下水が湧き出ることはないとのことであった。この井戸の水はマンディー(水浴)用に使用しているが、乾季で水が少ないときは水が汚れてしまい、皮膚病にかかるとのことだった。実際に、視察した際も水は茶褐色に濁っており、到底使用に耐えない状態であった。



(写真6)

(2) 続いて RIDAWATI (原告番号 I234) 宅を視察した (写真7)



(写真7)

ここで RIDAWATI さんは夫と子供2人の4人暮らしをしている。

家屋の構造は RISMAWATI さん宅と同様の簡素な造りであった。電気もなく、照明器具として、灯油を燃料とするランプを使用していることも同様であった。

また、ここでも飲料水は屋根から落ちる雨水をバケツに溜めて利用していた。

家屋と隣接して魚の薫製場所があった(写真8)。ダム近くの川でとった魚(「モタン魚」)を薫製にして売り、この魚を売って米を購入しているとのことであった。薫製した魚の取引価額としては、1kg あたり15,000ルピア程度を見込め、これに対する米の購入価額は、1kg あたり2,500ルピアとのことであった。



(写真8)

玄関前に水道パイプが露出していた(写真9)。この水道は、ダムの水を引用する設備として政府が作ったものだが、全く機能していない。RISMAWATI さんによれ

ば、設置当初から一度も水が出たことはないとのことである。



(写真9)

(3) RIDAWATI 宅から約30メートル移動してマンディー（水浴）場に行った（写真10）。

深さは2メートルで、住民自身で掘った地下水を3世帯で使用しているとのことであった。そこには泥水のような汚れた水が溜まっていた。乾季には地下水が枯れるので、溜まっているのは雨水とのことであった。



(写真10)

さらにそこから10メートルほど移動してトイレへ行った(写真11)。これも住民達自身で作ったものであり、現在、この1個のトイレを3世帯で使用している。



(写真11)

(4) 続いてTIOMA(原告番号I259)宅を視察した(写真12)。



(写真12)

ここにTIOMAさんは自分の両親と子供4人、孫1人の7人で暮らしている。

ここも家屋の構造は木の板をつなぎ合わせた壁に天井はトタン屋根という簡易な構造。雨漏りもするとのこと。

電気は引かれておらず、照明器具として灯油のランプを使用しているのは他の家と同様である。

家族は、「ピナン」という植物を1kgあたり150ルピアで購入して、これを乾燥させた上で皮をむいて1kgあたり2500ルピアで売り、その差益で生計を立てている(写真13)。



(写真 13)

2 現地視察（ゴム園）

次に、ゴム園の状況を調査するために、車で10分程度移動して、ゴム園に到着した（別紙地図ア地点）。同行した H.MUKHTAR LUTHFI（原告番号 I1）らからの聴き取り結果は以下の通りである。

「ゴム園は最初から政府から与えられたが、実際には道沿いにしかゴムの木が植えられていなかったりした。また植えられていたゴムの木も育ったり、育たなかったりした。そこで、1997年に Jakarta（ジャカルタ）でデモを行い、1999年には Pekanbaru（プカンバル）の州知事に向けて抗議のデモを行った。その結果、2000年によりやく政府から援助を受けることができた。援助の内容は、2 ha につき962本のゴムの苗木（一応十分な本数）と肥料が与えられるとともに2 ha につき50万ルピアの資金が供与され、この資金で植林を行うようにとのことであった。」

写真 14 はゴム農園の様子である。太い木は政府が最初から植えていたもので、細いのは2000年に政府からの支援によって住民らが植えたものである。全体的に太い木は少なく、7, 8割は細い木である。

2000年に住民らが植えたゴムはまだ収穫できるまでには成長していない。



(写真 14)

写真 15 は Tanjung (タジ'ン) 村との係争地である (タジ'ン村の外ウヤット - 係争の内容については後述のとおり) (別紙地図イ)。 写真 16 は高台から係争地を撮影したものである。

(写真 15)



(写真 16)



写真 17 は政府から畑用地として 1 世帯あたり 0.4 ha ずつ与えられた土地である (別紙地図ウ)。

しかし、土壌が畑に適さず、肥料代が高むことから、住民達は、現在、これにゴムの木を植えている。ゴムの木は、ここでは実際に収穫されている様子であった。



(写真 17)

3 住民らからの聴き取り結果

集会所にて H.MUKHTAR LUTHFI (原告番号 I1) らをはじめ住民 5 人からの聴き取り結果は以下のとおりである。

(1) Tanjung (タジュン) 村との係争について

政府からの与えられた 2 ha のゴム農園だけでは収入が不足、ゴム農園や畑として空き地を開墾したところ、開墾地が Tanjung 村のタナウラヤットだとして同村からクレームがきた。そこで、Gunung Bungsu 村の方から、開墾地の権利を明確にするために提訴したが、証拠が不十分なため 2004 年 4 月に敗訴。今後、証拠を収集してから再度提訴する予定にしている。

判決後、開墾地は Tanjung 村と Muara Takus (ムアラ・タクス) 村で分けられたが、さらにその後、Gunung Bungsu 村の村長が、同土地を Tanjung 村、Muara Takus 村から買い戻し、さらに同村長から Gunung Bungsu 村の住民が 1,500 m²あたり 18 万 5000 ルピアで購入して利用しているとのことであった。写真 34 は住民が村長から土地を購入したときの領収証である。



(写真 34)

(2) 移転の経緯等について

移転の話は90年の政府主催の説明会で初めて知った。説明会には県、郡、村長が同席し、PLNからも役人が来た。政府からは、「今よりも生活がよくなる、移転によって住民が被害を被ることはない。」という説明だった。また、「住民が持っているものはすべて補償する」という約束だった。結局、政府から、移転しないと警察や軍につかまると聞いてやむなく移転した。

しかし、移転してみると家はあったが、畑がなかったりし、生活用水にも事欠く状態であった。また75世帯については家が用意されておらず、これらの人は、自分で家を購入するよりほかなかった。また家が用意されている場合であっても、居住するには内装が不十分であった。

生活保障は、1年間の約束で、実際も1年間だけ与えられた。具体的には、米、魚、食用油、灯油、石鹼であったが、米、魚は品質が極めて悪かった。

政府から約束されたものは、水と家と電気と2haのゴム農園。電気は無料の約束だったが、実際は有料だった。よって、電気代を支払える人しか設置していない。

以上